



### り災証明書・被災証明書

#### ■豪雨災害による証明書

氾濫した河川の流域や土砂崩れが発生した地域を中心に被害調査を進めており、調査が終わった建物には「調査済証」を貼っています。なお、未調査の建物でも、申請により調査を行いますので、希望する方は申請してください。

|  |        |
|--|--------|
| ※罹災証明書の発行準備が整いましたらご案内しますので、それまで大切に保管してください                     |        |
| 調査番号   | XXXXXX |
| この建物に、被害認定の調査を行いました。罹災証明書の発行については、準備が整った次第に案内させていただきます。        |        |
| 【証明書発行に必要なもの】<br>①本書(紛失された場合は発行にお時間がかかります)<br>②本人確認書類(運転免許証など) |        |
| 調査日  | 月 日    |
| 担当 珠洲市税務課<br>電話 0768-82-2222                                   |        |

調査済証

#### ▶り災証明書の発行

10月20日(日)以降は、調査済証に記載の「調査日」から3日程度が経過していれば、り災証明書が発行できます。

#### ▶自己判定方式による申請

豪雨による被害で「床下浸水」の場合は、自己判定方式による申請で、り災証明書が発行できます。申請の際は、「浸水の高さが確認できる写真」を提出してください。

#### ▶被災証明書

住家以外の建物が被害を受けた場合、り災証明書に準じた「被災証明書」を発行します。必要な方は申請してください。

#### ■り災・被災証明書窓口(地震・豪雨)

▶場 所 珠洲市民図書館

▶時 間 毎日8時30分～17時15分

※11月3日(日)はメンテナンスのため休業

▶持ち物 ・本人確認書類 ※マイナンバーカードなど  
・調査済証 ※紛失した場合は、窓口で申し出てください。

#### ■問い合わせ(地震・豪雨)

【申請・証明書の発行に関すること】

市民課 ☎070(2650)2042

【調査・判定に関すること】

税務課 ☎080(1092)1642

＼詳細はこちら／



### 災害ボランティアセンター

地震や豪雨災害に関する依頼を受け付けています。

#### ▶ボランティアが行う作業

●家屋内に流入した泥の除去や乾燥、運び出し

●家の片付けや家財の運び出し

●貴重品の取り出し

●玄関や外壁の養生

●市内の仮設住宅などへの引っ越し

(家財に傷がつく場合があります。)

●住家の屋根の養生

(緊急修理制度対象外の場合や特段の事情がある場合に限る。)

▶注 意 ●ボランティアの人数や天候などにより要望に沿えない場合やお待ちいただく場合があります。

●活動や事前調査には立ち合いが必要です。

▶申込受付 珠洲市災害ボランティアセンター

☎070(4481)4142

☎070(3993)1042

※毎日9時～15時で受付

＼詳細はこちら／



### [豪雨] 応急修理制度

被害を受けた住宅に引き続き居住できるよう、日常生活に必要不可欠な場所(台所やトイレ、玄関など)の応急的な修理を行うための費用を支援します。

▶基準額(1世帯あたり)

[半壊以上] 717,000円 [準半壊] 348,000円

▶申請に必要な書類

り災証明書、見積書など

▶申請・問い合わせ(平日8時30分～17時15分)

環境建設課 建築住宅係 ☎0768(82)7756

※地震災害による申請も受け付けています。

### 裏山などの崩落で建物が埋まった

裏山や土砂が崩れて、建物の一部が埋まってしまい、土砂の撤去が必要な方は、下記までご相談ください。なお、相談の際は、状況を確認するため、写真などを撮影しお持ちください。(印刷は不要で、スマートフォンの画面でも確認ができます。)

▶問い合わせ(平日8時30分～17時15分)

環境建設課 都市整備係 ☎0768(82)7757

## 被災家屋などの消毒補助

珠州市被災家屋等  
消毒補助事業

住家や事業所（店舗兼住宅を含む）への浸水による健康被害を防ぐため、浸水した建物の消毒にかかった費用を補助します。

なお、浸水が床下や屋外のみの場合、消毒は原則不要です。浸水被害があった際の感染症対策などは右記の二次元コードから確認してください。

感染症対策  
はこちら



- ▶対象経費 消毒の委託費用（上限 10 万円）
- ▶申請に必要な書類 リ災証明書、領収書、振込先口座がわかるもの
- ▶問い合わせ（平日 8 時 30 分～ 17 時 15 分）  
福祉課 ☎ 0768 (82) 7747

## 【豪雨】 応急仮設住宅の入居申し込み

豪雨災害における応急仮設住宅の入居申し込みを受け付けています。

詳細はこちら



### ▶入居条件

- (1) 住宅が全壊、全焼または流出し、居住する住宅がない方
- (2) 半壊（大規模、中規模を含む）であって、住み続けることが困難な程度の傷みなどにより自らの住家に居住できない方
- (3) 二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地滑り等により避難指示等を受けている、など長期にわたり自らの住宅に居住できないと認められる方
- (4) 応急修理制度を利用する方で、修理期間が 1 か月を超えると見込まれる方

- ▶申し込み 下記の窓口または電子申請で受け付け
  - ▶申請・問い合わせ（平日 8 時 30 分～ 18 時 30 分）  
環境建設課 建築住宅係 ☎ 0768 (82) 7756
- ※地震災害による申請も受け付けています。

## 豪雨災害における各種支援制度

豪雨災害における各種支援制度は、内容が決まり次第お知らせします。

(例) 被災者生活再建支援制度、義援金、公費解体、みなし仮設住宅、各種減免 など

■被災者支援総合窓口 [珠州市産業センター（市役所横）]  
8 時 30 分～ 17 時 15 分（日曜日、祝日を除く）

■公費解体窓口 [珠州市民図書館]  
8 時 30 分～ 17 時（日・月曜日、祝日を除く）  
☎ 080 (7974) 1737 / 080 (7046) 1827

## 土砂・流木・災害ごみの仮置場

### ■土砂の仮置場

河川の氾濫や土砂崩れなどでたまった宅地内の土砂を受け入れています。土のう袋に入れて搬入してください。



### ▶場所・時間

ラポルトすず海側駐車場（飯田町）  
9 時 30 分～ 15 時 30 分（定休日：火曜日）

### ■流木の仮置場

ボランティア活動など、一度に大量の流木を搬入する際に利用してください。

個人の少量の木材（軽トラック 1 台分程度）は、災害ごみの仮置場へ搬入してください。

### ▶場所・時間

鉢ヶ崎海水浴場山側駐車場（蛸島町）… 24 時間（無人）



### ■災害ごみの仮置場

泥が混ざったゴミ（木材、衣類、紙類など）は、災害ごみの仮置場へ搬入してください。

※有害ごみ、危険ごみ、電池類などは搬入できません。

### ▶場所・時間

- ・ジャンボリー跡地（蛸島町）  
8 時 30 分～ 16 時 30 分（定休日：水曜日）
- ・飯田港内（飯田町）  
9 時 30 分～ 15 時 30 分（定休日：火曜日）
- ・狼煙漁港内（狼煙町）  
9 時 30 分～ 15 時（定休日：火・水曜日）

### 【お知らせ】

狼煙漁港内の仮置場は、11 月から集積場（無人）とし、開場日時を変更します。

▶開場日 土日、祝日の 9 時 30 分～ 15 時

詳細はこちら



### ■リ災・被災証明書窓口 [珠州市民図書館]

毎日 8 時 30 分～ 17 時 15 分

【申請・証明書の発行について】

市民課 ☎ 070 (2650) 2042

【調査・判定について】

税務課 ☎ 080 (1092) 1642

11 月 3 日（日）はメンテナンスのため休業